

東京国税局と箱根町の条件付合同公売財産入札用計算書の記載要領

「2278-1」及び「箱-1」のそれぞれの売却区分番号に係る入札価額は、「2278-1」及び「箱-1」のそれぞれの売却区分番号に係る公売物件について、一つの公売財産として入札した場合の入札価額に、次の計算方法により算出した金額を記載して下さい。

東京国税局と地方公共団体のそれぞれの売却区分番号に係る入札価額の計算方法は以下のとおりです。（算出する際の按分割合は、公売財産の見積価額の按分割合とします。）。

イ 総額の計算

「2278-1」及び「箱-1」を一つの公売財産として入札した場合入札価額
⇒ (A)

※ (A) の価額は、各々の見積価額合計の4,865,000円以上になります。

ロ 売却区分番号「2278-1」の入札価額の計算

(A) × 4,800,000/4,865,000 (1円未満端数切捨て) ⇒ (B)

ハ 売却区分番号「箱-1」の入札価額の計算

(A) - (B) ⇒ (C)

上記の東京国税局と箱根町のそれぞれの売却区分番号に係る入札価額については、東京国税局と箱根町のそれぞれの売却区分番号に係る見積価額以上の金額を記載してください。

なお、東京国税局と地方公共団体のそれぞれの売却区分番号に係る入札書に記載された入札価額が、上記計算方法により計算されていない場合には、その入札書は無効とします。